

産業廃棄物処理計画書

平成23年6月29日

大分県知事 殿

提出者

住 所 福岡市中央区白金2-13-12

氏 名 戸田建設(株)九州支店 支店長安達勇

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号092-525-0358

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	戸田建設株式会社九州支店
事業場の所在地	福岡市中央区白金2-13-12
計画期間	平成23年4月1日～平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	19,245百万円
③従業員数	236人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・新築工事 可能な限り分別ボックスを準備し、信頼出来る処分業者へ委託している。 ・解体工事 コンクリート、アスファルト、木くずは建設リサイクル法基本方針に則って、砕石や木製チップとして再利用している。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（ 22 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	汚泥
	排 出 量	2.6 t	720 t
	(これまでに実施した取組) ・事前測定 of 厳密化による廃棄物発生量の抑制(木くず) ・現場内乾燥、脱水処理による減量化(汚泥)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	汚泥
	排 出 量	2.4 t	644 t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記の取組みを実施予定 ・梱包材の簡素化(廃プラスチック類) ・ユニット化持込み(ガラスくず) ・溶解技術を持つ優良業者を使用していきたい(アスベスト処理業者に対する行政一体となった取組みを希望) ・余剰材の持帰り(木くず)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず、コンクリート、アスファルトがらに関しては、建設リサイクル法基本方針に則り、分別徹底をしている。 ・混合物のコンテナを除いて他に、少なくとも2つ以上は分別ボックスを設置している。 (木くず、石膏ボード類)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加え、今後更に分別を徹底させる方策として、紙くず、金属くずの1㎡ボックスを設置し、一斉清掃の時間で混廃ボックスの仕分け作業を実施する。(リサイクル運動)

石綿含有産業廃棄物	がれき類	コンクリートがら	廃プラスチック
0.89 t	5.57 t	1705.92 t	1.28 t

石綿含有産業廃棄物	がれき類	コンクリートがら	廃プラスチック
0.8 t	5.2 t	1620.62 t	1.25 t

混合廃棄物			
1.5 t	t	t	t

混合廃棄物			
1.5 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・九州圏内においては特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	100 t
	（今後実施する予定の取組） ・主に土木工事に関して、大分県に「自ら利用」の申請を届出、許可をもらった場合は、駐車場等の盛土材等に利用する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） ・工法、工程に応じて脱水場を設け、出来る限り脱水している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	40 t
（今後実施する予定の取組） ・事前計画を入念に練り、出来る限り脱水処理を行う。 ・また、雨の日の対策として、ブルーシート養生するなど、管理の徹底を心がける。			

石綿含有産業廃棄物	がれき類	コンクリートがら	廃プラスチック
0 t	0 t	0 t	0 t

石綿含有産業廃棄物	がれき類	コンクリートがら	廃プラスチック
0 t	0 t	0 t	0 t

石綿含有産業廃棄物	がれき類	コンクリートがら	廃プラスチック
t	t	t	t
t	t	t	t

石綿含有産業廃棄物	がれき類	コンクリートがら	廃プラスチック
t	t	t	t
t	t	t	t

混合廃棄物			
0 t			

混合廃棄物			
0 t			

混合廃棄物			
t	t	t	t
t	t	t	t

混合廃棄物			
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 22 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 22 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	汚泥
	全処理委託量	2.6 t	720 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2.6 t	720 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

石綿含有産業廃棄物	がれき類	コンクリートがら	廃プラスチック
0 t	0 t	0 t	0 t

石綿含有産業廃棄物	がれき類	コンクリートがら	廃プラスチック
0 t	0 t	0 t	0 t

石綿含有産業廃棄物	がれき類	コンクリートがら	廃プラスチック
0.89 t	5.57 t	1705.92 t	1.28 t
t	t	t	t
0.89 t	5.57 t	1705.92 t	1.28 t
t	t	t	t
t	t	t	t

混合廃棄物			
0 t			

混合廃棄物			
0 t			

混合廃棄物			
1.5 t	t	t	t
t	t	t	t
1.5 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	汚泥
	全処理委託量	2.4 t	644
	優良認定処理業者への処理委託量	1 t	0
	再生利用業者への処理委託量	1.4 t	644
	認定熱回収業者への処理委託量	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は可能な限り優良認定処理業者から選択する。(現在非常にない) ・ 電子マニフェストの導入を進めているが、将来的に加入率100%を目指す。 ・ 熱回収が可能な業者を行政側の方から作成して欲しい。 ・ 委託先処理業者には、定期的に現地の確認をしに行く。 			
※事務処理欄			

	石綿含有産業廃棄物	がれき類	コンクリートがら	廃プラスチック
t	0.8 t	5.2 t	1620.62 t	1.25
t	0.8 t	5.2 t	800 t	
t	0 t	0 t	820.62 t	0
t	t	t	t	1.25
t	t	t	t	

少

	混合廃棄物			
t	1.5 t	t	t	
t	t	t	t	
t	1.5 t	t	t	
t	t	t	t	
t	t	t	t	

t
t
t
t
t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

作業所	工事名称 (新築、解体の区分)	工事番号	工事概要				産業廃棄物 排出量
			工期	構造 規模等	延べ床面積 (m ²)	施工場所	
1	社会福祉法人太陽の家耐震化 整備事業宿舍改築	新1	H23.12.25 H21.8.31	RC造 地上6階	5,928.2	大分県別府市 大字内竈1407 -1	2,438.0
2							

作業所	工事名称 (新築、解体の区分)	工事番号	工事概要		
			工期	構造 規模等	施工場所
1	旧佐伯市清掃センター解体	新1	H21.12.29 H23.01.31	SRC造2階(管理棟) SRC造1階(事務所棟) RC造2階(職員詰所棟)	大分県佐伯市中村南1-1

統括責任者	職・氏名：建築工事部長 加藤万左義	
廃棄物担当	組織名：建築工事部工務課 土木工事部工務課	
役割	環境管理責任者 (兼)建築工事部長 環境管理責任者 (兼)土木工事部長	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の承認 ○廃棄物管理規定の制定・改廃の承認 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者の配置
	環境管理課長(建築) 環境管理課長(土木)	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○支店の廃棄物管理規定の制定・改廃 ○廃棄物処理状況の把握と改善策の検討 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項
	工事長	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画書の承認 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項
	工務課長	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画書の審査 ○処理業者、再生利用者の調査結果集計 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の作業所への配布 ○廃棄物処理実績の集計 ○監督官庁への各種報告 ○社員に対する教育・啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項
	作業所長	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画書の作成 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○廃棄物処理実績の報告 ○社員、協力会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

② 廃棄物管理組織

